言する事を得

第二十條　黨役員の任期は一ヶ年とす

但し再選するを妨げず

第六章　地方組織

第一節　支部

第二十一條　支部は中央執行委員會の承認を經て地理的區劃に依り黨員五十名以上を以て組織するものとす

但し必要ある場合は中央執行委員會の承認を經て適宜に之を組織することを得

第二十二條　支部に左の機關を置くものとす

一、大會　二、幹事會　三、常任幹事會　四、部門

第二十三條　本部は支部員を分つて地域班工場班を組織するものとす

第二十四條　班には左の機關を置くものとす

財團法人協調會大阪支所